

鳥取県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が
退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年 5月14日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事 梶 川 昭 基 鳥取市河原町高福215

平成22年 4月17日退任